

備前グリーンエネルギー株式会社 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和5年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1：従業員の所定外労働時間を1人当たり各月45時間未満とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年10月～ 社内メール・掲示等による社員への周知
- 令和3年12月～ 実施状況の確認及び改善方法の検討・実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年10月～ 社内メール・掲示等による社員への周知
- 令和3年12月～ 実施状況の確認および改善方法の検討・実施